

自然災害が懸念される状況での原子力規制庁の対応

令和 3 年 9 月 1 日
原子力規制庁

1. 概要

地震や津波以外の各種の自然災害、とりわけ、大雨特別警報や暴風特別警報等が発表された場合については、緊急時対応の対象事象と重なる事象もあるものの、必ずしも原子力施設の被害状況等を情報収集及び共有するための体制は構築されていない。この点に関し、令和 3 年 7 月 14 日の原子力規制委員会において、同月に発生した鹿児島県南部の大雨に対する経験を踏まえ、各種の自然災害に対する原子力施設への影響について、情報収集及び委員・原子力規制庁幹部等への情報共有に係る体制を明確化するよう指示があったので、以下のとおり整理した。

2. 緊急時対応の対象事象及び体制

(1) 警戒事態に伴う情報共有

原子力事業所所在市町村（以下「所在市町村」という。）において震度 6 弱以上の地震が発生した場合や、所在市町村沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発表された場合等別表（i）に示す警戒事態となる事象が発生した場合は、原子力災害対策マニュアル（以下「原災マニュアル」という。）に基づき、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に事故警戒本部を設置するとともに体制を構築し、原子力施設の被害状況等を委員・原子力規制庁幹部等に情報共有することとしている。

(2) 情報収集事態に伴う情報共有

所在市町村において震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した場合等別表（ii）に示す情報収集事態となる事象が発生した場合は、原災マニュアルに基づき、ERC に情報連絡室を設置するとともに体制を構築し、原子力施設の被害状況等を委員・原子力規制庁幹部等に情報共有することとしている。

(3) 情報収集連絡体制を強化する事象に伴う情報共有

東京 2 3 区内における震度 5 強以上の地震が発生した場合や噴火警戒レベル 4 以上の火山噴火が発生した場合等別表（iii）に示す情報収集連絡体制を強化する事象が発生した場合は、関係の管理職等が参集して連絡体制を構築し、原子力施設の被害状況等を委員・

原子力規制庁幹部等に情報共有することとしている。

(4) その他の事象に伴う情報共有

原子力事業所所在道府県（以下「所在道府県」という。）において震度5弱以上の地震が発生した場合や、所在市町村において震度4以上の地震が発生した場合等別表（iv）に示す情報発信を行う事象が発生した場合は、上記（1）～（3）の体制を構築するには至らないものの、通常の宿日直体制等にて、原子力施設の被害状況等を委員・原子力規制庁幹部等に情報共有することとしている。

このように地震、津波については既に体制が構築されているが、大雨特別警報や暴風特別警報等が発表された場合については、必ずしも原子力施設の被害状況等を情報収集及び共有する体制は構築されていないため、次のような対応をすることとしたい。

3. 大雨、暴風等発生時の対応

○ 気象庁では大雨や暴風等の気象に関する警報・注意報は、以下のものを発表することとしている。

- ・ 特別警報¹： 大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
- ・ 警報²： 大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
- ・ 注意報³： 大雨、洪水、強風、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪

○ 原子力施設については、地震、津波以外の自然災害に係る注意報・警報の発表を一律に緊急時対応の対象とする必要はないと考えられるが、念のため、所在市町村において特別警報が発表された場合については、原子力規制事務所において原子力施設、原子力規制事務所、オフサイトセンター、宿舍及び職員の安否の状況を情報収集し、緊急事案対策室に報告することとする。

○ また、特別警報に至らない事象であっても、台風等の予測精度の高い事象が発生した場合、所在市町村において緊急安全確保が発せられた場合や土砂災害や洪水等により、原子力施設、原子力規制事務所及びオフサイトセンターに対して影響が生じ、又は生じるおそれがある場合については、その状況について、原子力規制事務所から緊急事

¹ 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれ著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけるもの。

² 警報とは、重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけるもの。

³ 注意報とは、災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけるもの。

案対策室に情報共有するとともに、必要に応じ、緊急事案対策室から原子力規制事務所に、上述の情報を収集し、緊急事案対策室に報告するよう指示することとする。

- この他、夜間や休日において台風等の自然災害が発生し、通勤等に支障が発生する可能性が予測される場合には、あらかじめ原子力施設や検査官事務所等に待機するよう緊急事案対策室から原子力規制事務所に指示することとする。
- 収集した異常の有無及びその他必要な情報は原子力規制事務所から緊急事案対策室に伝えられ、緊急事案対策室から委員・原子力規制庁幹部等に情報共有するよう、関係マニュアル等に反映することとする。

<最近、特別警報が発表された事象>

- 令和3年8月14日 大雨特別警報（福岡県、佐賀県、長崎県、広島県）
- 令和3年8月13日 大雨特別警報（広島県）
- 令和3年7月10日 大雨特別警報（鹿児島県、熊本県、宮崎県）
- 令和2年10月10日 大雨特別警報（東京都伊豆諸島南部（三宅村、御蔵島村））
- 令和2年7月8日 大雨特別警報（岐阜県、長野県）
- 令和2年7月6日 大雨特別警報（福岡県、佐賀県、長崎県）
- 令和2年7月4日 大雨特別警報（熊本県、鹿児島県）

以上

表. 緊急時対応の対象事象

(i)警戒事態となる事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ 所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ・ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合 ・ 原子力施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合 ・ 原子力施設の重要な故障等（原子力災害対策指針の警戒事態を判断するEALに該当するもの）が発生した場合 ・ その他委員長又は委員長代行（不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員をいう。）が事故警戒本部の設置を必要と判断した場合
(ii)情報収集事態となる事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在市町村において、震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ・ その他原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された場合
(iii)情報収集連絡体制を強化する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内（所在市町村を除く。）における震度6弱以上の地震が発生した場合 ・ 東京23区内における震度5強以上の地震が発生した場合 ・ 国内（所在市町村沿岸を除く。）で大津波警報が発表された場合 ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ・ 原子力艦事故、核実験、噴火警戒レベル4以上の火山噴火、宇宙飛翔体事案（ミサイルを含む。）、大規模停電（停電エリアに原子力発電所が所在する場合に限る。）及び核、放射性物質等を使用したテロリズム等を含む大規模テロリズムが発生した場合 ・ その他大規模水害、大規模土砂災害等政府全体として対応が必要な場合
(iv)情報発信を行う事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在道府県において、震度5弱以上の地震が発生した場合 ・ 所在市町村において、震度4以上の地震が発生した場合 ・ その他報道の状況により社会的影響が大きいと予想される場合等総務課事故対処室長が必要と認めた場合